

医事法

2. 患者の権利・医師と患者の関係

7階第5研究室

江原朗

パターナリズムと インフォームドコンセント

- パターナリズム：
 - 強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益になるようにと、本人の意志に反して行動に介入・干渉すること
- インフォームドコンセント
 - 医師の適切な説明により、十分な理解をした患者から自発的な承諾がないと治療行為をできない。

インフォームドコンセントの 2つの要素

- 承認原則(consent)
 - 医療行為をする際に患者の承認が必要
- 説明原則(inform)
 - 承認を対象となる医療行為について十分な説明をしなければならない。

承認原則

- 肉体への侵襲行為は患者の承諾が必要
- 承認の法的役割：医的侵襲の違法性棄却
 - 患者の承諾なければ、不法行為や債務不履行
- 承諾原則の目的
 - 自己決定権の保護
 - （患者の自己決定権と身体の一部性を保護）

承諾原則をめぐる問題

- 自己決定そのもの
 - 医師の診療方針に対して受け身の立場
 - 強く賢い自律的な人間ではない
- 自己決定権の前提とした判断能力
 - 未成年、認知症患者、精神病患者など
- 代諾の問題
 - 判断できない患者の代わりに家族や知人の実施

説明原則

- 説明原則の役割と問題点
 - 承諾の前提として十分な説明する必要
- (この際の問題点)
- どのようなことをどこまで話すか。
 - 説明と承諾はどのような法的関係にあるのか。

説明原則の法的関係

- 違法性阻却構成説
 - 説明が不十分であれば、承諾は無効
- 注意義務構成説
 - 説明を承諾とは別の独立の義務
 - その違反は損害賠償責任を有す

説明義務の枠組み(判例から)

- 当該疾患の診断(病名と病状)
- 実施する医療行為の内容と必要性
- 医療行為に付随する危険
- 医療行為による改善見込み・程度、未実施の際の予後
- 代替可能な他の医療行為の有無

どこまで説明するか

- 医師・患者間の説明のレベルの差
 - 平均的な医師が必要と考える
 - 平均的・具体的な患者が求める
- 二者のずれをどう調整するか

説明原則の例外 (説明の軽減・免除)

- 公衆衛生上強制的な医療行為
- 生命に危険がおよぶ緊急事態
- 医療行為の危険性が小さな場合
- 説明で患者に悪影響が出る場合
- 患者にとって常識の場合
- 患者が説明を放棄した場合

説明の軽減・免除の例

- 公衆衛生上強制的な医療行為
 - 感染症による隔離など
- 生命に危険がおよぶ緊急事態
 - 大出血時の輸血など
- 説明で患者に悪影響が出る場合
 - 癌の告知の問題など

秋田地大曲支

昭和48・3・27判時718・98

- 舌がんでの舌の切除を本人の承諾なしに実施した事例
- 患者は舌の切除を拒否しており、それにも関わらず切除を行った。
- 大曲地裁は、承諾なき侵襲であるとして損害賠償請求を認容している。